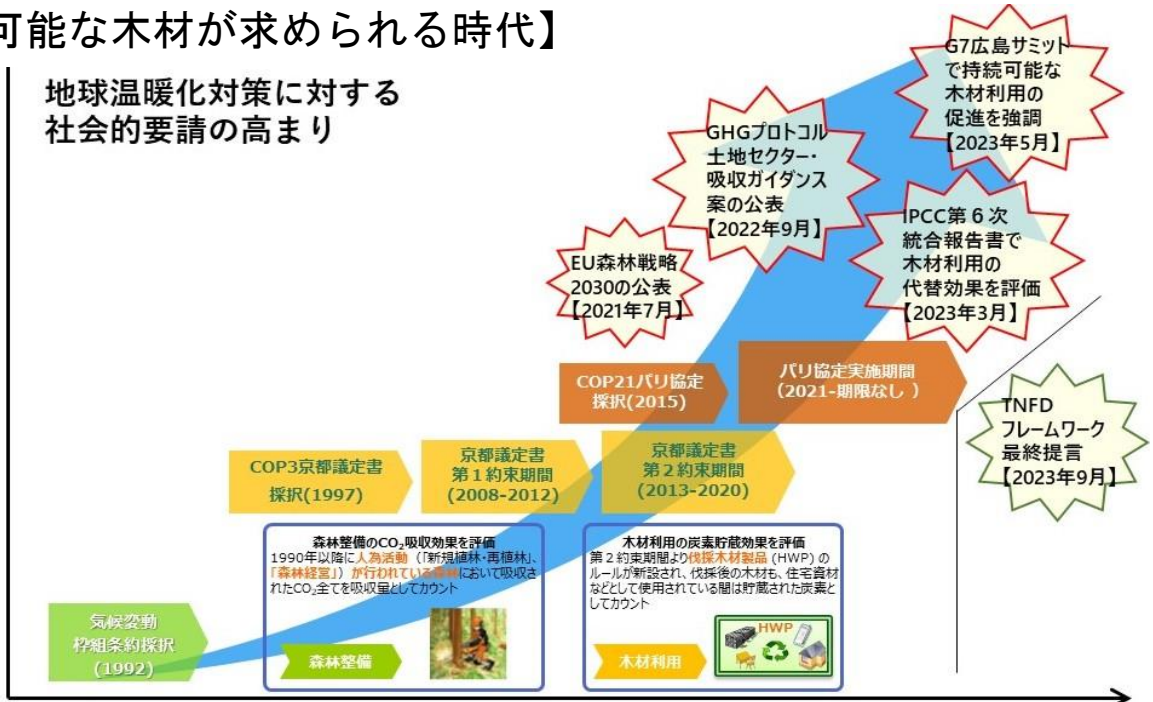


「持続可能な木材」立木市場のご案内

I 持続性の担保されない木材は使わない時代の到来

【持続可能な木材が求められる時代】

地球温暖化対策に対する
社会的要請の高まり



<COP26のグラスゴー宣言>



<G7広島首脳コミュニケ/2023年5月>



【国内の現状】

2050年カーボンニュートラルの達成に向け、成熟しつつある国内森林資源の循環型の活用は社会的な課題



一方、国産材価格が、外材や他資材との価格競争の中で決められ、森林の持続的な経営のコストは考慮されていないという事情の下、皆伐された森林の大半が再造林されず持続可能な森林の取扱いが確保されていない現状

Ⅱ 持続性の確保に向けた新しい木材取引の仕組み

国産材利用の拡大と持続可能な森林の取扱いの両立には、森林から製材工場等までの間の生産・流通等のコスト削減などの経営努力に加えて、森林所有者が経営意欲を持てる立木価格の実現に向けた新しい仕組み＝**立木市場の導入**が必要

【森林所有者が価格を主張する場】

森林所有者は再造林とその後の持続的な経営を約束する一方、再造林の推進が可能となる価格での取引を求めることが前提。

立木販売は虫食いや腐れといった物件の劣化がないため、契約が成立しない場合でも売り急ぐ必要なし。

【持続的森林経営の流れへの対応】

販売代金から造林信託等により再造林経費を予め確保し、立木が搬出された後、当該資金を原資に森林所有者による再造林を担保。

持続性が確保された木材以外は使わないとの価値観の共有が進み立木市場での取引が拡大することで、再造林率の改善に大きな寄与。

【持続的経営森林から供給される木材の差別化】

伐採後の経過を買受者等が追跡できるシステムを通じ、立木市場を経由した木材を産出した森林が持続的に経営されていることが確認可能。

再造林の実施が担保されている木材が買受者にとって新しい価値・商機を提供。

（一社）国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会のHPから、立木市場システムのサイトへアクセスをお願いします。

URL <https://www.rinkikyo.or.jp/ryuboku/>

持続可能な経営の基盤である再造林の実施を担保する仕組み



持続経営を約束する立木価格の提示して経営意欲を喚起)

立木市場
(マッチングの場)

**持続可能な
木材利用**

その他木材利用

企業価値

Ⅲ 木材流通の改革と安定供給の基盤作り

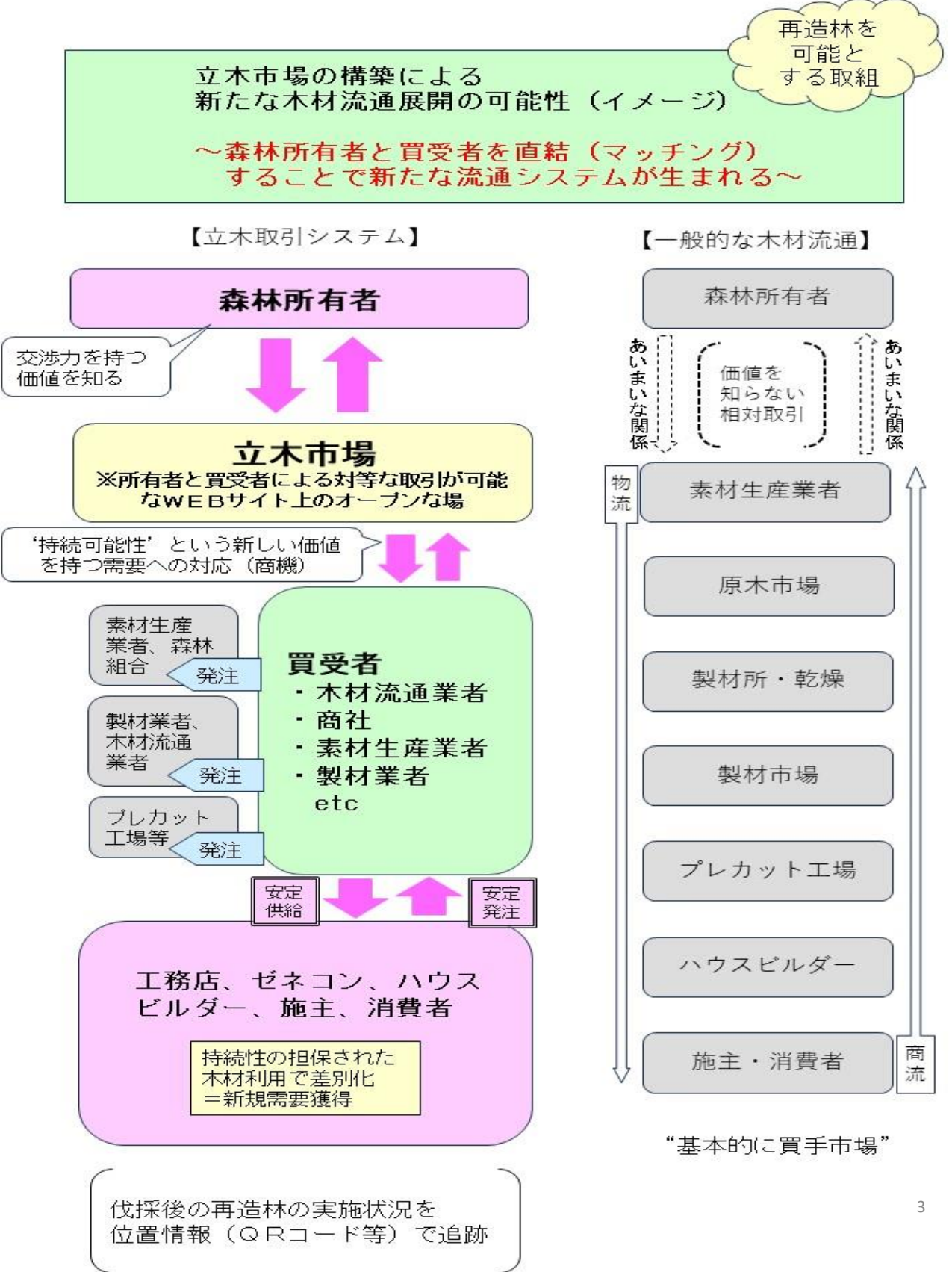
【木材流通の改革と安定供給の基盤づくり】

立木での取引の場の出現は、森林所有者の経営意欲の向上や持続性の担保された木材の供給と並んで日本林業の抱える大きな問題である木材流通や安定供給等にも影響を与える可能性があります。

複雑でわかりにくいと言われてきた木材の流通に需要者からの声に応える新しい形が生まれることが期待されます。

【立木のままでストック管理】

買受契約から搬出期限（3年程度）までの間、買受者は立木でストックし需要に対応した生産が可能になり、国産材の最大のネックの一つであると言われた供給の不安定さの克服に貢献できる可能性大。



Ⅳ 森林所有者の皆様へ

【持続的森林経営への約束】

再造林及びその後の森林育成への取組みを約束してください。また、再造林地後の生育状況をインターネット上で追跡確認されること、再造林後の森林保険加入、販売代金のうち再造林経費に相当する額の信託（公有林は除く）等に同意願います。

【森林情報等の準備】

買受希望者が出品された立木の伐採が確実にできることを確認し、生産可能な木材等を評価するに必要な、以下のような森林情報を提供していただきます。新たに調査するのではなく市町村等のレーザー航測データ、現在有効な森林簿など既存情報の活用を検討してください。

- 対象森林の境界明示
（地籍図、隣接所有者情報等で代替することも可）
- 樹種、林齢、材積、施業履歴
（標準地調査、レーザ航測などの調査方法を明示。林相が判る写真・動画の掲載も可）
- 搬出条件
（路網図、CS立体図による代替も可）
- 制限条件
（保安林、自然公園、土砂災害、河川利用等の情報）
また、伐採作業を行う業者、製材工場などに条件を設定することも可能です。

【お申し込み】

出品は、サイトの出品申込フォームに必要事項を入力のうえ送信してください。契約に至らなかった場合は手数料はかかりません。

【希望販売価格の決め方】

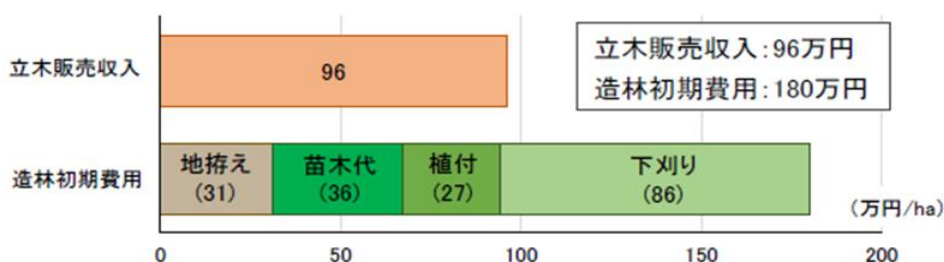
- 出品する当該林分の再造林経費について再造林を委託する事業者（森林組合等）に確認してください。
- その他の経費も考慮し、自らの収入となる利益分を上乗せして価格を設定しましょう。
- 可能な方は、A材、B材、C材等がどの程度の比率で生産されるのか、素材生産経費がどの程度かかるのかなど、買受者の経費がどの程度のものになるか概算を見積った上で設定すると、より説得力のあるものになります。
- 希望販売価格の設定に不安がある方はサイトにご相談ください。

■ 立木販売収入と再造林費用

再造林費用は主伐による収入を大きく上回る。

（造林初期費用は立木販売収入のほぼ倍（▲84万円））

立木販売収入と造林初期費用の比較（イメージ）



V 立木購入を希望される皆様へ

【多様な情報の取得】

全国各地の森林からご自身の希望にあった物件を選択できます。

【現物熟覧の原則】

サイトに掲載した立木の数量などの情報はその数量等を補償するものではありません。どの物件も現地確認等が可能です。買受者が現地へ行けない場合は、現地調査等を行う事業者を紹介しますので、ご相談ください。

【申し込み等】

購入申込みは、サイトの買受申込フォームに必要事項を入力の上送信してください。

なお、掲載されている物件以外の地域や樹種の立木をお探しの場合は、お問い合わせからご希望の条件を記載して連絡してください。サイトが物件の掘り起こしを行い、掲載可能な物件があった場合にはサイトに掲載します。

【契約等】

契約の候補者となった方には直接ご連絡します。

落札された方は、2週間以内に売買契約を締結するとともに、契約日から2週間以内に入金していただいたのち、立木引渡しになります。

契約は森林所有者と買受者の間での締結になります。

【継続的な林業経営等への貢献】

伐採・搬出後の森林は再造林を行うことが約束されています。買受者の皆様の木材利用は森林を減少させることなく、持続的な林業経営や環境保全に貢献することになります。

【伐採後の森林の確認】

出品者から森林の位置情報が提供されますので、購入の検討、伐採されたあとの状況の確認などに活用することができます。

なお、再造林は通常伐採後2年以内にされますが、インターネットで実施状況が確認できない場合はサイト事務局へご連絡ください。

（確認方法）

パソコン、スマートフォン上でGoogleMapやGoogleEarth等のアプリを使用してください。

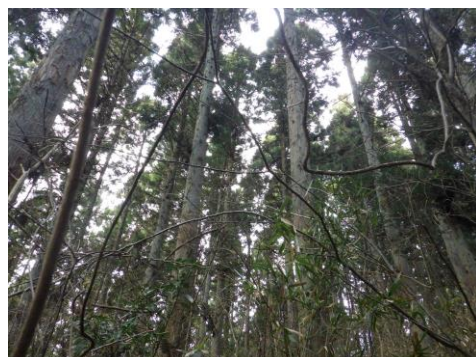
＜物件情報のページの図面、写真などで物件の検討が可能です＞



航空写真



CS立体図



林内写真

VI 森林組合、素材生産業者ほか森林技術者の皆様へ

【立木販売には皆様の知識・技術が必要】

立木の販売・契約に関連して、境界表示、現地案内などが必須の作業になりますが、森林所有者の中には自身で実施できない方がいます。

このため、地域の森林を把握した森林技術者の皆さんの協力が必要です。

ご関心のある方はサイト事務局へ連絡をお願いします。

【地域の森林の取りまとめの担い手】

立木の伐採・搬出にあたっては、隣接する森林を一体に扱うことが作業の効率性を向上します。また、出品する立木のまとまりが大きくなれば買受希望者が増え、落札率・価格が上がることも期待されます。

地域の森林に係る情報を有する森林技術者の皆さんが森林をとりまとめて出品することで地域の活性化にもつながります。

森林所有者の皆さんへ出品の働きかけが森林所有者のほか皆さんのビジネスチャンスになります。

【適切な森林施業の実施】

＜素材生産＞

当サイトで取引された立木の伐採搬出は、作業従事者教育などに積極的な安全で効率的な作業が可能と認められる素材生産業者等の皆様に限らせていただく予定です。買受希望者の皆様には、買受申し込み時に伐採実施事業者を明示していただきます。

＜再造林＞

出品者の皆様には立木の伐採搬出後は再造林を実施することを約束していただき、適切な造林作業が実施できる業者の再造林経費見込み額の提出をお願いしております。出品者の皆様から依頼があった場合には、作業条件等に応じた適切な額をお示しくさせていただきますようお願いします。



Ⅶ 行政機関等の皆様へ

【大切なものを守る取り組みへの支援】

COP26のグラスゴー宣言や広島サミットのコミュニケを実現させることは国際社会で活躍する先進国としての最重要課題のひとつです。

また、国内においては、これまであきらめられてきた森林の資産価値の向上を通じ、地域住民の森林への関心の回復や雇用の増加により、山村地域の振興につながることを期待されます。

立木市場は、この両方を推進する取り組みです。関係機関の積極的な支援をお願いします。

＜森林を市場経済へ出すための準備＞

立木を伐採するために必要な所有森林の境界線の確定、レーザー航空測量データの解析などの促進と森林所有者へのデータの開示をお願いします。

＜出品森林の拡大＞

立木販売は、対象森林の境界の明確化が必須です。立木市場への出品に当たっては国土調査や境界確定事業などが終了していることなどを条件にしています。

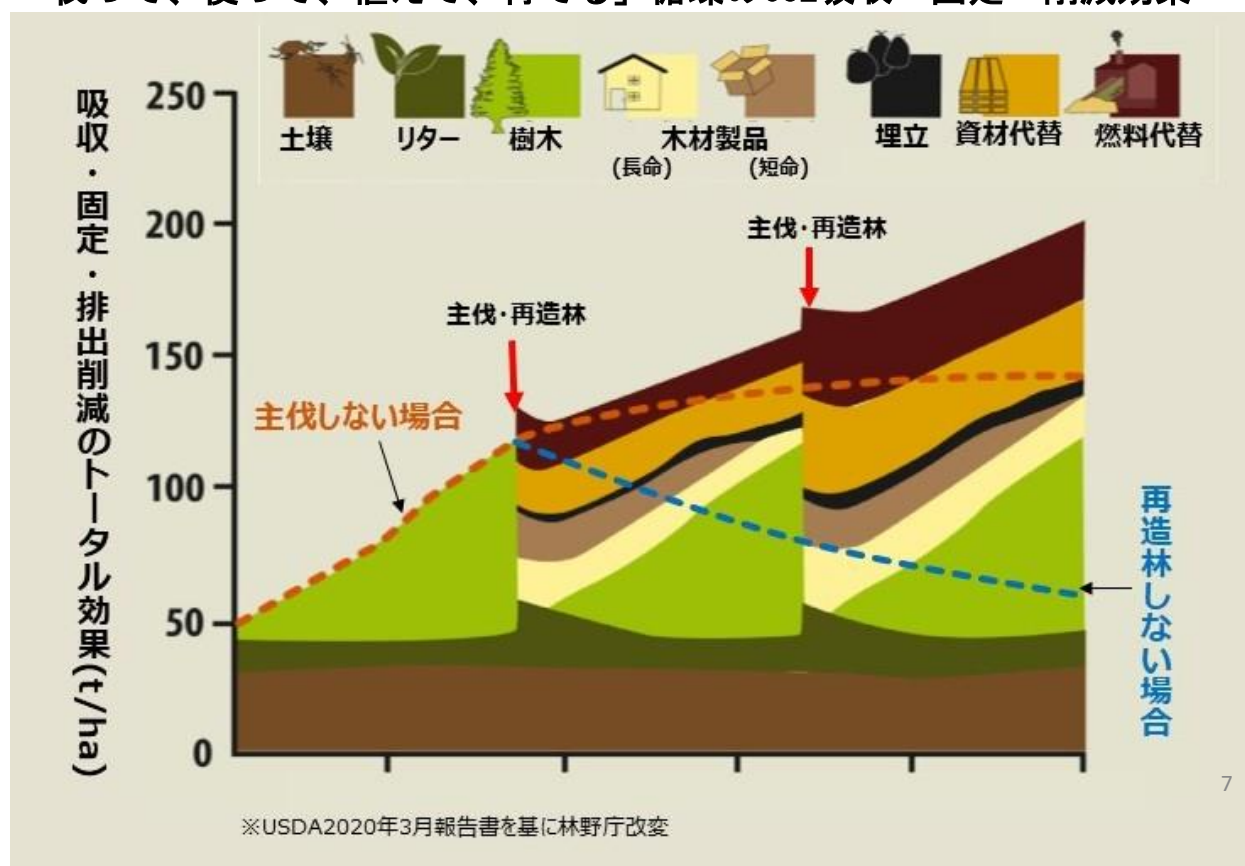
また、出品森林の集約、公有林との組み合わせなど市町村の工夫と協力で大きな可能性が広がります。事業の推進には皆様の理解が必要です。積極的なご支援・ご協力をお願いします。

【森林と木材のトータル効果で温暖化対策を促進】

伐採時期にきた森林について、伐採して再造林しないままにしておくことはもとより、伐採を延期しておくことも、主伐・再造林を繰り返すことと比べて、CO2吸収・固定・削減効果が著しく劣ります。

再造林を確実に実施することが約束された木材を活用することは、地球環境への貢献となります。

「伐って、使って、植えて、育てる」循環のCO2吸収・固定・削減効果



VIII よくあるご質問

【出品関係】

- Q1 出品申し込み前に相談することはできますか。
A. サイトのお問い合わせフォームから相談してください。
- Q2 どうすれば物件情報をみることができますか。
A. 物件情報の閲覧、出品・買受の申し込みなどを行うには利用者登録が必要です。
- Q3 出品する森林所有者の資格はありますか。
A. 出品申し込み時に、伐採後は再造林等を行うこと、立木の所有権を有していること、出品する森林と隣接する土地との間に境界線に係る紛争がないことなどを誓約できる方です。
- Q4 出品手数料等はかかるのですか。
A. 成立した売買契約金額の3～5%を手数料等としていただきます。なお、掲載しても契約が不成立の場合にはいただきません。
- Q5 林分材積などの森林情報は出品のために新たに調査しなければなりませんか。
A. 新たに調査する必要はありません。森林簿やレーザー航測等の既存データを調査時点を示して活用してください。
- Q6 隣接地との境界線の現地表示、現地案内など自分でできない場合はどうしたらいいですか。
A. 森林組合、素材生産業者など地域の林業技術者をご紹介しますので相談してください。
- Q7 現地案内等は必ずしなければなりませんか。
A. 買受希望者が現地案内を希望する場合にはご本人等が随行したり、入林を許可していただく必要があります。現地案内日を定めて合同で実施することも検討してください。
- Q8 立木代金は信託しなければならないのですか。
A. 再造林の実施を確実にするため、私有林の売り払いでは代金を信託口座に振り込んでいただきます。再造林経費相当額以外は他口座へ移すことができます。なお、公有林の場合は当該自治体の会計規則等に従ってください。

【買い受け関係】

- Q1 買受申し込みに必要なことは何ですか。
A. 法令等に則り、伐採作業等の実施に必要な手続き(法令等に基づく伐採届など)を行うこと、買い受けた立木を転売しないこと、林地保全に配慮した伐採や跡地の補修などに責任を持つことなどを誓約いただきます。
- Q2 現地案内等を出品者に依頼することはできますか。
A. 現地案内の実施、搬出期限の延長など条件や要望を付して申し込むことができます。
- Q3 掲載されている物件以外の地域や樹種の立木が欲しいのですが、どうしたら良いですか。
A. サイトのお問い合わせから、地域、必要量等の希望を記載して連絡してください。
- Q4 安全・環境に配慮した作業について具体的に示してください。
A. 売買契約書に添付する「伐採・搬出に関する留意事項」に従ってください。

【その他】

- Q1 伐採や造林の届出はだれが行うのですか。
A. 原則として、伐採作業等の手続きは買い受け者等が、造林の手続きは森林所有者等が行うことになります。なお、再造林の経費の検討や作業の実施にあたっては、サイトに掲載している「再造林の実施に関する留意事項」を参照ください。
- Q2 大企業に立木を買い占められ、地域の森林組合、素材生産業者、木材市場などが立木を購入する機会を奪うことになりませんか。
A. これらの皆さんは地域の資源状況、森林の取り扱い、木材流通の情報を精通しているので、出品を希望する森林所有者や持続可能性が担保された木材を必要とする需要者と様々な形で協業することも想定されます。
また、新たな業務として、出品可能な森林所有者の集約化、出品に必要なデータ収集、現地表示から返地の際の確認までの現場作業といった出品者側の業務がある一方、買受希望者からの依頼で行う物件確認(現地案内(山見))、引き渡しへの立会などがあると考えています。
- Q3 再造林が行われたかどうかを確認するにはどうしたらいいのですか。
A. 出品者が位置情報を提供しますので、Googlemapなどインターネット上で確認してください。衛星画像等で確認できないときにはサイト事務局にお問い合わせください。サイトが状況を把握して買受者へ連絡します
- Q5 森林所有者が再造林を行わないときはどうなりますか。
A. サイトが森林所有者等に状況を確認し、理由がなく再造林が行われていない場合には、当該森林所有者の名前を公表し、以後のサイト利用を禁止します。
なお、再造林は信託した再造林経費等で確実に行うよう措置を講じます。

【お問合せ先】

(一社) 国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会
電話：03-6240-0880
メールアドレス：jfa@j-forestry.or.jp